

都市計画マスタープランを策定

安心・安全に暮らせるまちへ

市では、今後の都市計画に關する基本方針となる「舞鶴市都市計画マスタープラン」(平成24～33年度)を策定しました。計画では、「東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴」を指すべく、5つの基本的方針を示しています。計画の策定にあたっては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)により意見を

あつては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)により意見を

あつては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)により意見を

あつては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)により意見を

あつては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)により意見を

あつては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)により意見を

あつては、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)により意見を

舞鶴市都市計画マスタープランの概要

目指すべき都市像 **東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴**

まちづくりの基本方針	
基本的方針	①適切な市街地規模の設定と利便性の高いまちづくり ②港や東西の個性ある市街地などの固有の資源を活用し、魅力的で活力あるまちづくり ③災害に強く、安心・安全に暮らすことができるまちづくり ④地域の特性に応じた快適で暮らしやすいまちづくり ⑤豊かな自然を大切にし、環境に優しいまちづくり
土地利用の方針	現在の土地利用や建物の立地状況から市域を6種類に分け、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進めます。 ◇まちなか賑わいゾーン ◇ゆとり居住環境ゾーン ◇臨海産業交流ゾーン ◇内陸産業振興ゾーン ◇自然環境と暮らしの調和ゾーン ◇自然観光体験ゾーン
都市施設の整備の方針	主な都市施設の整備方針と都市施設を整備するうえで特に配慮すべき方針を定めてあります。 ◇道路・交通体系 ◇公園緑地等 ◇下水道・河川等 ◇港湾 ◇都市防災 ◇都市環境の形成及び自然環境の保全 ◇都市施設の適切な維持管理と長寿命化の推進

地域別のまちづくり方針	
大浦地域	◇大浦半島の美しい自然と地域産業力を活かした交流と定住のふるさとづくり
東地域	◇まちなかの利便性や赤れんが・港を活かした活力と賑わいの創出 ◇ゆとりある快適で暮らしやすい居住環境づくり
西地域	◇港や城下町の歴史的資産を活かした活力と賑わいの創出 ◇ゆとりある快適で暮らしやすい居住環境づくり
加佐地域	◇由良川流域の自然豊かな地域資源を活かした交流と定住のふるさとづくり

民生委員・児童委員

気軽にご相談ください

5月12日は「民生委員・児童委員の日」。市内には、地域の最も身近な相談役として、地域福祉の中心的な役割を担う民生委員・児童委員(248人)と同委員と連携を取りながら、主に児童問題に取り組む主任児童委員(32人)が活動されています。

日々の生活の中で、困ったことや心配なことがあるときには、地域の民生委員・児童委員へ気軽にご相談を。地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、保健福祉企画課まで連絡を。主な活動内容は次のとおり。

《民生委員・児童委員の活動》
◇福祉に関する相談や支援
◇単身高齢者への見守り活動や健康状態・世帯状況などの調査
◇福祉に関する情報提供や関係行政機関などへの連絡
◇社会福祉協議会やボランティアグループなどと連携した地域福祉活動
◇児童、妊産婦、母子家庭などに対する行政機関への協力や子育てに関する相談

地域の高さを再確認 海拔マップを作製

市では、甚大な津波被害を被った東日本大震災の教訓を踏まえて、市民の皆さんに地域の海拔を認識し、津波対策の一助としていただくため、地域の海拔を示した「海拔マップ(A1判8つ折り)」を作製しました。

同マップは、「舞鶴市全体図」と東・西市街地や外海沿岸の地域(東・西神崎、瀬崎、三浜・小橋、野原、成生、田井、水ヶ浦)を拡大した「拡大図」の2種類。海拔に応じて3種類(0m以上5m未満Ⅱ赤色、5m以上10m未満Ⅱ黄色、10m以上20m未満Ⅱ緑色)に色分けして表示しています。

市営西舞鶴駅駐車場 駐車規制

遊歩道・市道海舞鶴線の延伸工事(府道小倉西舞鶴線大内陸橋下～市営西舞鶴駅駐車場)に伴い、市営西舞鶴駅駐車場内の一部区域を終日規制します。規制区域にはバリケードを設置。期間などは次のとおり。

- ◆規制期間 5月7日(月)～18日(金)。ただし、5月12日(土)と13日(日)は除く。
- ◆規制区域 ◇5月7日～11日(金)…142台のうち北側の51台分 ◇5月14日(月)～18日…142台のうち南側の82台分。
- ◆その他 期間中バスの駐車は不可。駐車場からJR西舞鶴駅の通路は通行可。
- ◆問い合わせ先 土木課(☎66・1049)

広げよう！人権の輪



平成22年の夏、大阪で2人の幼い子どもがマンションに置き去りにされて餓死するという痛ましい事件が起きました。幼い子どもに、水も食べ物も与えず出かけてしまった母親。「ママ、ママ」と泣き叫ぶことしかできなかった子どもたちは力尽きて尊い命を亡くしてしまつたのです。

たたび繰り返される児童虐待。ニュースを見るときに大変悲しい気持ちになります。母親が子育ての悩みについて誰かに相談するか、誰かが子育てで悩んでいる母親に気がつき声をかけていたか、状況は変わっていたか、もしもありません。事件後しばらくして、マンションの住民たちは定期的に交流会を開くようになりました。人と人との関係が希薄になる中で、まず、住民同士が互いに声をかけ、話ができるような関係が必要だと考えたからです。

あなたの周りで「子どもをひどく叱っている」「子どもが大声で泣き叫んでいる」など、いつもと異なる親子の様子があったときは子どもへの虐待の兆候かもしれません。また、「いつも衣服が汚れている」「いつもお腹を空かしている」「子

《人権なんでもお気軽相談》
毎週月曜日(祝日の場合はその翌日。第3月曜日は高齢者、障害者が対象)、法務局舞鶴支局。面接・電話相談。
《特設人権相談所》第2木曜日(城南会館)、第3木曜日(南公民館)。面接相談。
いずれも9時～12時。人権擁護委員が応じる。無料。申し込み不要。 岡同支局(☎76・0858)